

◎新潟県告示第923号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年8月25日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
長岡こころの発達クリニック	長岡市旭岡1丁目29番地3	令和5年6月1日
いいじま歯科クリニック	新発田市新栄町二丁目2番3号	令和5年4月18日
はびなす訪問看護ステーション	加茂市矢立1-13	令和5年6月1日
訪問看護ステーションラボ	胎内市野中490-3シンワヒルズA	令和5年7月1日
刈羽診療所かりわ消化器内科クリニック	刈羽郡刈羽村刈羽3968番地	令和5年7月3日
かりわ薬局	刈羽郡刈羽村刈羽3966番地	令和5年7月1日
関川ファミリー歯科 阿部医院	岩船郡関川村大字下関891-1	令和5年1月10日